

## 基礎科目について

精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得するための精神保健福祉士短期養成施設の入学に必要な大学等において履修しなければならない基礎科目は、厚生労働省告示により下記のとおりとなっています。

基礎科目(平成21年4月1日以降)

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成20年厚生労働省告示第308号)】

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2. 社会保障
3. 低所得者に対する支援と生活保護制度
4. 福祉行財政と福祉計画
5. 保健医療サービス
6. 権利擁護と成年後見制度
7. 精神保健福祉援助技術総論

従前の基礎科目(平成21年3月31日以前)

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成10年厚生省告示第9号)】

各大学等において履修された科目の名称等が、精神保健福祉士法第7条第2号の「基礎科目」と異なっても、次の表による読替えが可能です。

基礎科目名	読替える範囲	
社会福祉原論	社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論	
社会保障論	社会保障概論、社会保障	この3科目については、いずれか1科目履修していること。
公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護	
地域福祉論	地域福祉	
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論社会福祉方法総論、ソーシャルワーカー原論、ソーシャルワーカー論、ソーシャルワーカー	
医学一般	医学概論、医学知識	
心理学	[1]心理学概論、 [2]臨床心理学と発達心理学を履修していること。	この3科目については、いずれか1科目履修していること。
社会学	[1]社会学概論、 [2]家族社会学と地域社会学を履修していること。	
法学	[1]法学概論、法律学 [2]憲法、民法及び行政法を履修していること。	

※上記の読替えの範囲に含まれていない名称の科目であっても、各大学等において個別に読替えが可能な場合があります。その場合は、厚生労働省精神保健福祉課認定の「読替認定年月日及び文書番号等」の記載が必要となりますので、各大学等にご確認ください。